

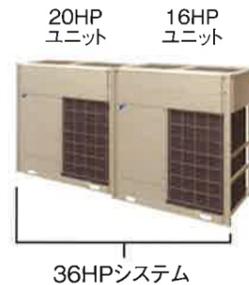
定期点検内容及び点検料金

点検種類	点検内容		標準料金(税抜)	
	システム点検	室外機		
<b>定期点検</b> 圧縮機電動機出力50kW以上 目安:80馬力以上 (1回/年)  圧縮機電動機出力 7.5~50kW未満 目安:14~80馬力未満 (1回/3年)	システム点検	油の漏れやシミ 著しい腐食 部分的な凍結、着霜、結露 機器の損傷 溶栓の変形 冷媒液面の低下	ビル用マルチ、ガスヒートポンプエアコン パッケージエアコン(セパレート型)	
	間接法	漏えい点検チェックシート記入 ・低圧圧力 ・高圧圧力 ・吐出ガス温度 ・吸入ガス温度 ・蒸発飽和温度 ・凝縮飽和温度 など	パッケージエアコン (リモートコンデンサ型)	
			チャラー	
			10HP	14,400円
			16HP	19,200円
			20HP	20,800円
			31~60HP	33,600円
			61~120HP	43,200円
			11~30HP	27,200円
			31~60HP	33,600円
			61~120HP	43,200円

料金計算例

フロン漏えい点検料金=①冷媒漏えい定期点検料金+②出張料+③諸経費(税抜)

ビル用マルチエアコンRXYP1000CA (RXMP560CA+RXMP450CAの場合)、  
 ⇒フロン漏えい点検料金:40,000円(税抜)  
 = RXMP560CA(20HP):20,800円+RXMP450CA:19,200円  
 ※上記料金計算例に加え、出張料、諸経費が別途必要となります。



●簡易点検の価格および詳細の見積もりは、お問い合わせください。

●2015年4月1日に料金を改定しました。

改正フロン法・各種サービスに関するおご相談は下記へお問合せください。

ダイキン工業株式会社 サービス本部

業務用冷凍空調機器をご使用のみなさまへ

# 点検が義務化 されました。

一定容量以上の機器は、  
有資格者による  
点検が必要となります。

フロン類が充填された  
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の  
管理者(ユーザー様)が対象。

点検は、  
空調機メーカーに  
おまかせ  
ください!

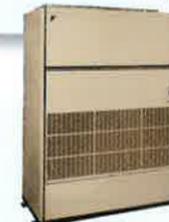


点検対象機器の例

ビル用マルチエアコン



設備用・工場用エアコン



水冷チャラー



ガスヒートポンプエアコン



ダイキンは、空調機と冷媒のTOPクラスメーカーです。  
フロン漏えい点検はTOPメーカーにおまかせください。

# オフィス・店舗・学校・病院など幅広い施設が対象。 空調冷凍機器の点検はメーカーサービスにお任せください。

ダイキンでは施行に合わせて「フロン漏えい点検契約」を新たにご用意しました。冷凍・空調設備機器の予防保全、省エネ貢献、また、万が一不具合が起こった場合の迅速な対応など、お客様の冷凍・空調機器が快適に適用できるサポート点検メニューになっています。



## 管理者(ユーザー様)が取り組むこと

### 機器の点検

- 簡易点検**  
全ての第一種特定製品
- 定期点検**  
第一種特定製品のうち、一定規模以上の業務用機器

### 漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは**原則禁止**。適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

### 記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

### 算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「1,000CO<sub>2</sub>-ton」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※1,000CO<sub>2</sub>-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当。

### 点検内容

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上管理者自身で「**簡易点検**」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合は有資格者\*による「**定期点検**」を行う必要があります。  
※冷媒フロン類取扱技術者等

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容
<b>自身での簡易点検</b>	点検対象機器 全て	点検対象機器 全て	3ヶ月に1回以上	目視確認による ①異常音・異常振動 ④錆び ②外観の損傷 ⑤油漏れ ③摩耗及び腐食 ⑥熱交換器の霜の付着の有無 その他の劣化 ※冷蔵機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認
<b>有資格者による定期点検</b>	エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上	有資格者が実施 <b>システム点検</b> <b>直接法</b> ①発泡液法 ②電子式漏えいガス検知法 ③蛍光剤法(メーカー承認が必要) <b>間接法</b> 蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機・駆動原動機の電圧・電流、過熱度、過冷却度等が平常運転時に比べ、異常値となっていないか計測器等を用いて点検する。
		7.5~50kW未満	3年に1回以上	
	冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上	

## 以下のような場合、管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます!

- ・フロンをみだりに放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**。
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、**50万円以下の罰金**。
- ・都道府県知事または主務大臣から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は **20万円以下の罰金**。
- ・都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は **20万円以下の罰金**。
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は **10万円以下の過料**。

## 点検対象機器 第一種特定製品 | 冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

### 業務用空調機器

パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿器など



### 業務用冷凍・冷蔵機器

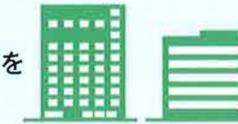
コンデンシングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置、ヒートポンプ給湯機など



報告対象となることが想定される主な事業者の目安

### 商業ビル

床面積10,000m<sup>2</sup>程度のビルを28棟以上有する管理者



### 総合スーパー等の大型小売店舗

床面積10,000m<sup>2</sup>程度の店舗を6店舗以上有する管理者



(出典:経済産業省作成 フロン排出抑制法の概要より)

2015年4月から施行される「改正フロン法(フロン排出抑制法)」に対応したフロン漏えい点検契約を新たに、ご用意しました。

改正フロン法への対応は、「エアネット」がオススメです。



- オススメの理由 1** オンライン監視による早期発見でフロン漏えい量を削減できます
- オススメの理由 2** 2つの改正フロン法対応メニューが付属しています。
- オススメの理由 3** お客様のご要望に応じた各種メニューをセレクトできます。\*1

### 基本メニュー + 選べるオプションメニュー

項目	NEW 法対応はお任せ 簡易+定期点検プラン	NEW プロに任せて安心 定期点検プラン	省エネ・省コストをプラス エアネット*2	
			ビル用マルチ	パッケージエアコン/チラー
改正フロン法対応メニュー	簡易点検	漏えいの兆候を早期に発見	●	●
	定期点検	有資格者による点検	●	●
基本メニュー	異常監視	異常の発生と内容を素早く通報	●	●
	故障予知	異常の兆候を検知し、故障を抑制	●	●
	緊急出動	監視情報を受信し、専門のエンジニアが緊急出動	●	●
	巡回点検	空調機の現地点検で故障の発生を抑制	●	●
オプションメニュー	省エネ制御	気象条件などに応じてエアコンを省エネチューニング	●	●
	修理費無償	万が一の故障による修理費用が無償	●	●

\*1 ビル用マルチエアコンが対象です。

\*2 本サービスをご計画、ご採用の際には、対象機種などについて事前にお打合せが必要です。

別途、お客様のニーズにフィットしたスポット点検もご用意しております。

エアネットのサービス内容、条件など詳細はお問い合わせください。